

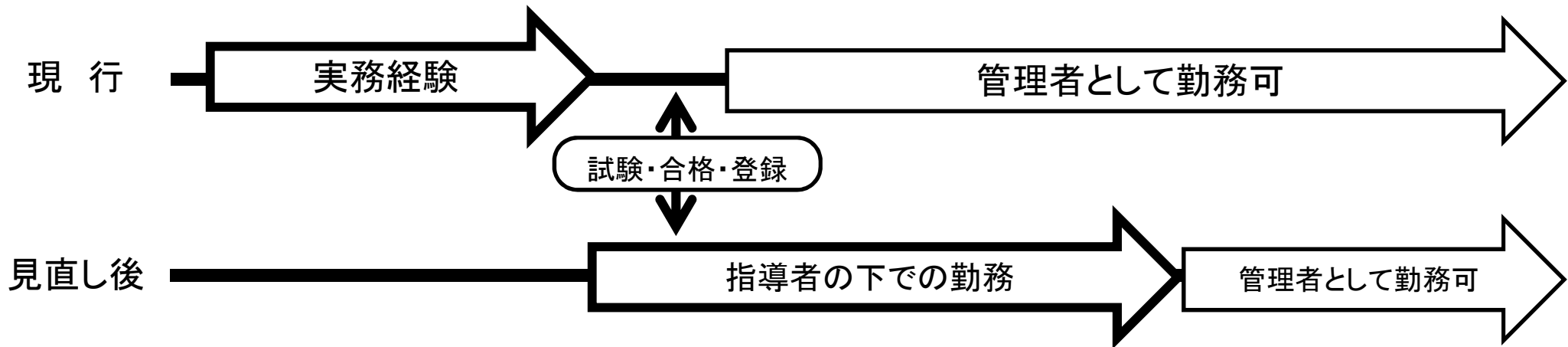
登録販売者試験の実務経験等の省令改正の概要

【現行の受験資格に関する実務経験】

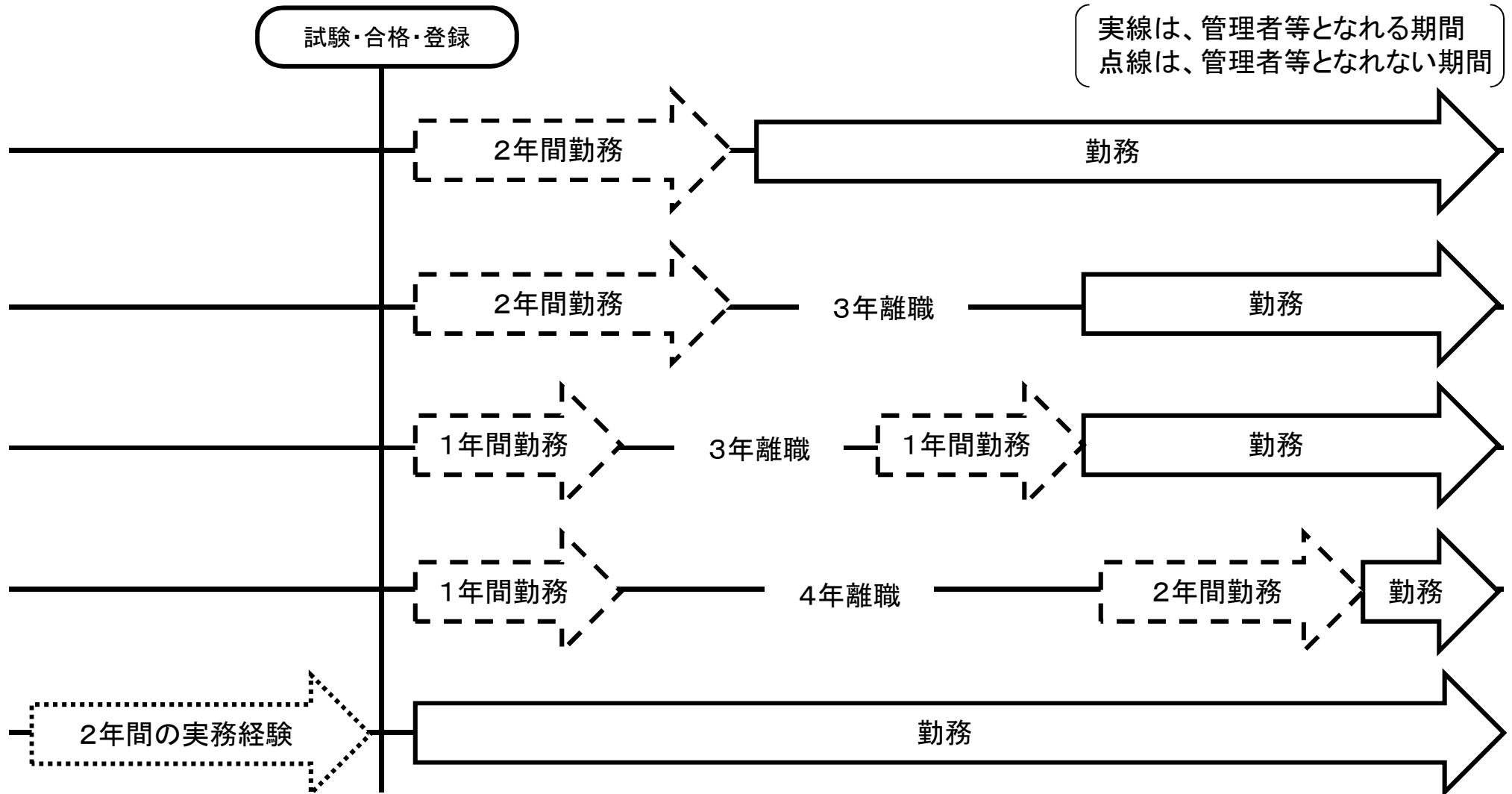
- 大卒・高卒1年、中卒4年の実務経験
- 経験を積んだ地域や、実務を経験した時期の限定なし(実務経験を行った場所に限らず全国で受験可。数十年前の実務経験でも受験可)

【見直しの内容】

- 受験に際しての実務経験要件を廃止(学歴等も廃止)
- 管理者・管理代行者となるには、過去5年間のうち2年間の実務・業務経験が必要。それまでの間は、管理者・管理代行者の管理・指導の下に実務に従事。(配置については、新懸けごとの管理者への報告を要件に、単独での新懸けも可)
- 管理者・管理代行者要件を満たす登録販売者と、それ以外の登録販売者を名札で区分。
- 薬局等に、当該登録販売者の勤務経験の記録・保存義務を課すとともに、求めに応じた勤務経験の証明を義務付け(管理者となる際に使用)



管理者・管理代行者となれる者のパターン(28年度以降の試験での合格者)



【実務・業務経験のカウント方法】

- 月80時間以上勤務した場合をカウント
- 月単位でカウント

→ 過去60月で24月の実務・業務経験が必要となる。

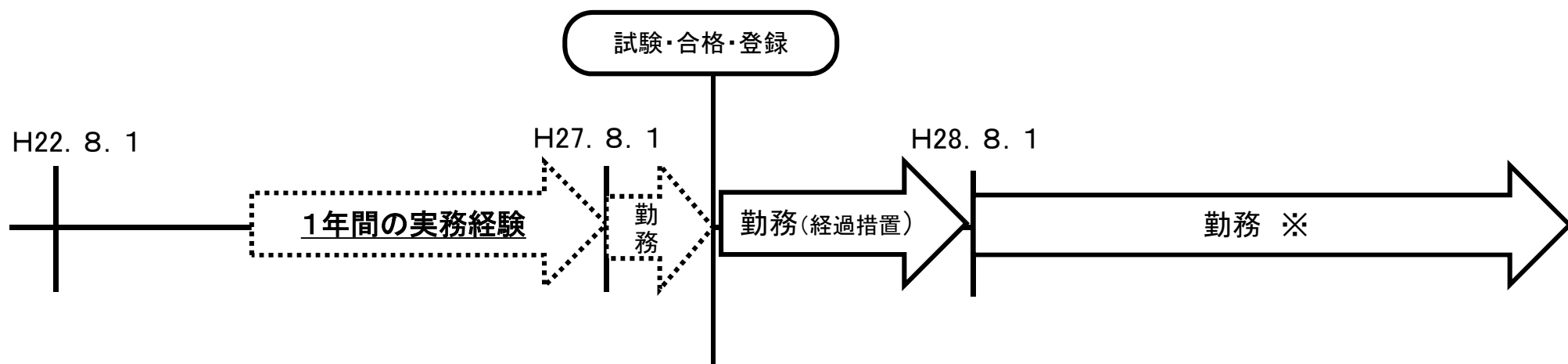
管理者・管理代行者となれる者のパターン
(27年度に行われる試験での合格者であって経過措置が適用される場合)

【経過措置が適用される条件】

- 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに行われる試験の合格者
- 平成27年8月1日時点で、過去5年間のうち1年間の実務経験を有する者

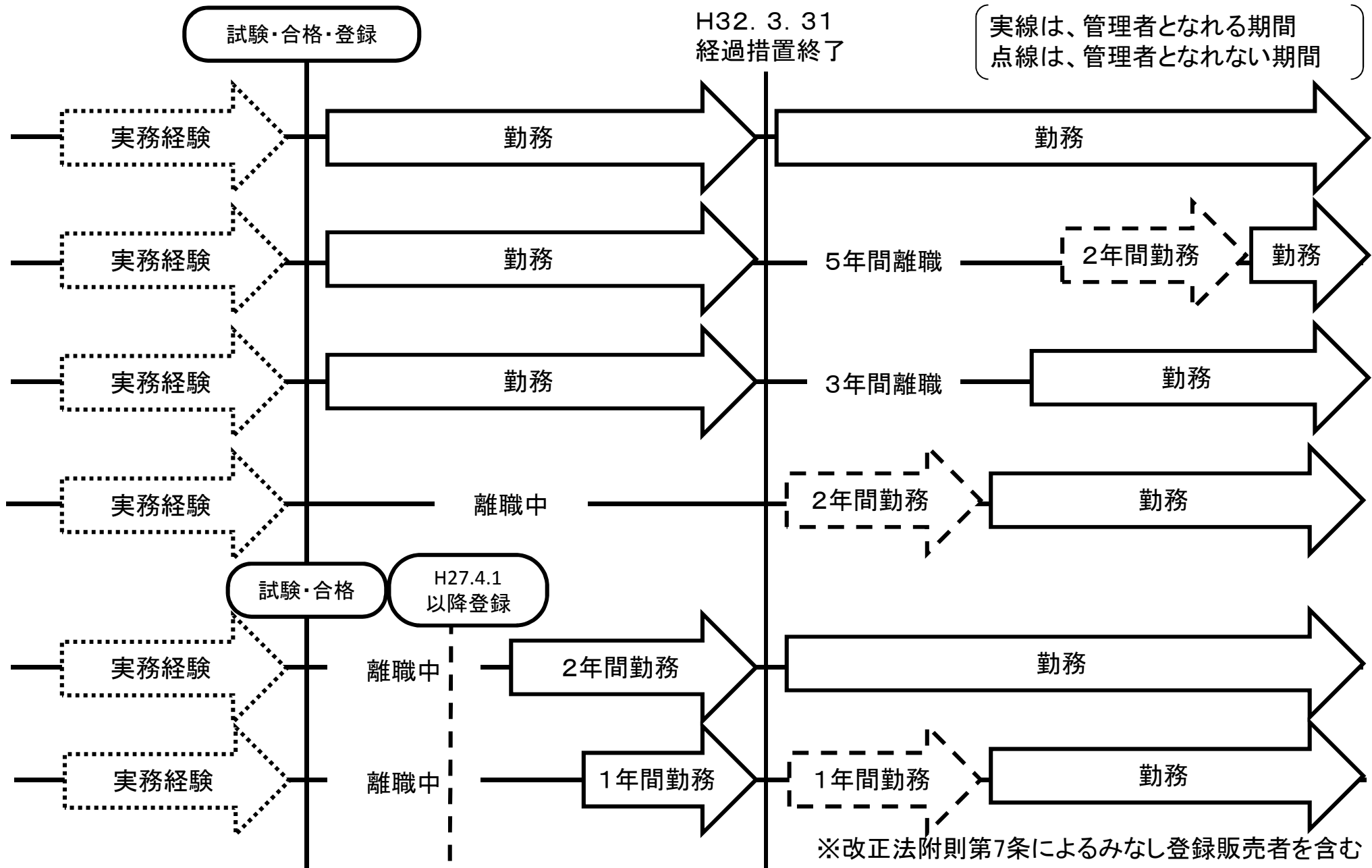
【経過措置の内容】

- 平成27年8月1日時点で、1年間の実務経験を有する者については、平成28年7月31日までの間は、管理者等になれる。



※平成27年度に合格し、継続して勤務すれば、過去5年間のうち2年以上の経験を積むこととなるため、経過措置が切れる平成28年8月以降も管理者として勤務できる。

管理者・管理代行者となれる者のパターン(平成26年度までの試験における合格者※)



登録販売者が、第一類医薬品を販売する店舗の管理者になるための要件

○ 登録販売者が、第一類医薬品を販売する店舗の管理者となるための要件は以下の通り。

第一類医薬品を販売する店舗等における

登録販売者として過去5年(60月)のうち3年(36月)の業務経験

